



■この証明書を提示された皆さまへ

日南市は、市民一人ひとりが互いに価値観などの違いを認め合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちの実現を目指し、性的少数者の方がその自由な意思により行う「パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この証明書は、パートナーシップ宣誓制度利用者が不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。

事業者の皆様には、このパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただき、業務の遂行に当たっては、最大限配慮いただくとともに、公平かつ適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、パートナーシップ宣誓制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1. 「パートナーシップ宣誓制度」とは

パートナーシップ宣誓制度とは、「一方又は双方が性的少数者である2人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した」ことを市長に対して宣誓し、市長がパートナーシップ宣誓証明書等を交付する制度です。

なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

2. 証明書の交付要件

パートナーシップ宣誓の際、下記の要件を満たす2人であることを確認しています。

- (1) 宣誓をしようとする2人が真にパートナーシップを築いていること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 宣誓をしようとする2人の一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (5) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (6) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条に規定する近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族）又は民法第735条に規定する直系姻族でないこと。  
ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、この限りでない。

氏名又は通称

特記事項

備考

特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。